

神奈川県県税条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第77号）の概要について

1 改正の趣旨

第4期の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における特別対策事業の安定的な財源を確保するため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）の適用期間について、所要の改正を行った。

2 改正の内容

個人県民税の超過課税の適用期間を5年間延長した。

(1) 税率（上乗せ率は現行どおり）

区 分	標準税率①	上乗せ率②	超過税率（①+②）
均等割	1,500円 (1,000円)	300円	1,800円 (1,300円)
所得割	4% 〔指定都市に住所を 有する者は2%〕	0.025%	4.025% 〔指定都市に住所を 有する者は2.025%〕

※ 均等割の()内は、東日本大震災の復興財源として標準税率に500円上乗せさせる措置（平成26年度～令和5年度）が終了した後の税率

(2) 適用期間

令和4年度から令和8年度まで

3 施行期日等

令和4年1月1日から施行し、令和4年度以後の年度分の個人県民税について適用。

4 議会での審議状況

令和3年9月8日 提案
 27日 総務政策常任委員会に付託
 10月11日 総務政策常任委員会で可決
 15日 本会議で可決・成立
 22日 公布